

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

テラ株式会社

実務対応報告公開草案第52号に関するコメント

質問1～質問4

報酬性は一切なく、以下の理由でこの提案に同意できない。

- ① 第三者評価機関の評価に基づき、当該評価結果に関する監査法人の確認も受け、当該公正価値としての対価の実際の支払いこみを持って発行したものであり、報酬性はない。問題は公正価値がどうか、このみであると考え。報酬性の議論は全く関係ない。
- ② (公開草案17項(1)では除外されてしまったが)有償発行の最大の前提条件、最大の特徴である金銭を企業に払い込むという特徴、公正価値相当額の金銭を対価とした発行であることから、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とされており、実務上問題となっていない。問題となっていないものを議論する理由がわからない。
- ③ 同様に(公開草案17項(1)では除外されてしまったが)有償発行の最大の前提条件、最大の特徴である金銭を企業に払い込むという特徴、公正価値相当額の金銭を対価とした発行であることから、公正価値での発行であるため、付与対象者の税務についても、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、税務上は給与所得ではないという取扱いになっている。
- ④ 報酬としての性格を持つと考えられるとした公開草案の第17～23項だが、特に17項(1)については、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解できない。
- ⑤ 導入企業は一般的には持株会と同様の投資制度として活用しているとあり、その発行目的であれば企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、その導入会社の発行目的を無視して基準を開発する理由が不明である。
- ⑤ 有償新株予約権は、公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落する際など、当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損し、損失が発生する可能性がある。従って、そもそも損失が発生する制度について、報酬性はないと考える。
- ⑥ 発行した時点で、「報酬性がある」、「有利な発行」と位置づける根拠がそもそもない。

質問5

1. 日本公認会計士協会が既に公表している本公開草案に関する意見に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが

望ましい」と記載されている。会計基準自体の変更がないので、未公開企業による特例が継続的に認められるのは明らかではあるものの、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載があるため、念のため、同協会のこの意見に賛成するとともに、同様の提案をする。

② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が確実に生じるが、そもそも IFRS へのコンバージェンスが大前提にある中で、なぜ、あえて GAAP 差を広げようとするのか、その必要性についての説明を明確にすべきと考える。

以上